

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三月奈良県条例第二十六号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十一月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。